# 手続きはお早めに

きます。

① をして「転出証明書 を受け取ってください。 所市民福祉課で 民福祉課で転出手続き役所市民課または各支 (無料)」

〇代理人の場合は委任状 ○認め印 転入した日から14

②転出後、 日以内に、 人手続きをしてください。 つ越し先) の市町村役場で 新しい住所地(引

○異動(転出)

年月日

# きをする場合 転割 大洲市役所で転 出 手 続

など本人であることが 認できるも 確 1

# 《持ってくるもの》

性別を記載してください。

い場合は、必ず生年月日と
※住民票コードがわからな

○運転免許証・パスポー

○異動した人の

氏名

•

住

民

票コード

○今までの住所・世 ○新しい住所・世帯主氏名

|帯主氏

台帳カードは、転入先の市②大洲市で作った住民基本 町村役場で回収されます。 台帳カードは、

新

し

7

住所地で

住

所

変

= 7.

更」の手続きをしてください。

市役所市民課市民第4係

い合わせ先

長浜支所市民福祉課

肱川支所市民福祉課 ☎<a>3</a></a>1111(内線 長浜支所市民福祉課 30

肱川支所市民福祉課33)

(内線222)

(内線223)

介護保険被保険者証を市

また、65歳以上の人は、

課に返してください。 境課または各支所市民

·住所

持

っている人は、新しい住住民基本台帳カードを

持っている場合住民基本台帳カ

力 

ド

を

(内線125)

(内線152)

い。声所

民福齢

河辺支所市民福祉

きをする前に、 提示すれば転入手続きがで 地の市町村役場でカードを たは各支所市民福祉課) ①新しい住所地で転入手 (大洲市役所市民課ま 届」を郵送してく 今までの 住 続 転 出

所地

請してください。 新し い住所地で新

# 問い合わせ先

○申請者の住所・氏名・押印

電話番号(昼間の連絡先)

付記転出届の必要事項》

ださい。

付記転出

市役所市民課市民第2係

長浜支所市民福祉課

川支所市民福祉課

73

印鑑 똼

使用できなくなります。で作った「印鑑登録証」 に返してください。 課または各支所市 ①印鑑登録証を市役所市民 作った「印鑑登録 した場合 は、 ·民福 証 大洲 祉 課 は 市

**☎**@2111 (内線117)

☎<a>1111</a> (内線30)

河辺支所市民福祉課 **☎**<sup>33</sup>2311 (内線222)

たに申

# E3 随 馬 保険証

②新住

所地で新

たに

手 続

き

を 市 転 が前に見 市民福祉課へ返してく 出手続きの際、保険証

さい。 康保険の手続きをしてくだ 新 ĩ い住所地で新たに健

\$\frac{\mathbf{3}}{52}\$
\$\frac{1}{1}\$
\$\frac{1}{1}\$
\$\frac{1}{1}\$

肱川支所市民福祉

課

長浜支所市民福祉課

市役所高齢福祉課

(内線166

內

|線155)

問い合わせ先 をしてください

市役所保険環境

課

2

# 問い合わせ先

市役所市民課市 民第3 係

> 辺支所市民福祉  $\begin{array}{c} 34 \\ 2 \\ 3 \\ 1 \\ 1 \end{array}$

課

長浜支所市民福祉課 (内線116・118)

# 水道料金の精算など

ださい。 必要です。2~3日前まで または各支所 に水道課 でも、メーター確認などが 転居・転出・転入の場合 (市役所横の建物) (へ連 絡してく

給付

O)

市役所水道課

長浜支所水道係

給資格者証を市役所保険環心身障害者、老人医療の受①母子家庭、乳幼児、重度

肱川支所建設農林課 34 2 3 1 1 (内線  $\begin{pmatrix} 1 \\ 2 \\ 4 \end{pmatrix}$ 

福

齢福 祉 課 祉 へ返してくださ 課または各支 所

**6** 

## 市役所などでの手続き

# 中学校の 校手続き

の 所 ① き 市役 届市 をしてください。 出をしてください。 民福祉課で転出・転入役所市民課または各支

③市外の小・ 中学校に提出してください。類を受け取り、転出先の小・ で「在学証明書」などの書 する場合は、 談ください。 または各支所教育課にご相 学校教育課 民異動届 (市民会館2階) 出が済み次第、 在 中 転出先の小・ 子学校に転校

教育委員会学校教育課 問い合わせ先 **2**41733 (直通)

長浜支所教育課

身

体障害者手帳・

療育手

は

# 児童手当を 受けている人

をもって、転出の場 資格は消滅しますので、 場 大洲. 合、 市転 での受給 出 予定日

> す。 翌日 会福祉課または各支所市民給事由消滅届」を市役所社 注意ください。 当は支給され していただく必要がありま 住所地にて新たに手続きを 福祉課まで提出してくださ その後、 転入手続きだけでは手 から15日以内に ません 転出予定日の ルのでご に新しい

育委員会で転校の

手

民福祉課 (内線226)

# 問い合わせ先

市役所社会福祉課地域福祉係 (内線186)

肱川支所市民福祉課 ☎3211111 (内線 34 2 3 1 1 (内線 33

# 受けている人

受給者、 給者、 についても同様に新住所地 障害者扶養共済加入者など の手続きをしてください。 福祉事務所などで住所変更 っている人は、 また、 福祉手当受給者、 精神保健福祉手帳を持 祉事務所などで所定 障害児福祉手当受給 特別障害者手当受 特別児童扶養手当 新住所地の 心身

河辺支所市民福祉課 問い合わせ先 ご連絡ください。 **☎**<sup>33</sup>2311 (内線226) ☎ 1111 (内線33) 長浜支所市民福祉課 24 2 1 1 1 市役所高齢福祉課障害福祉 (内線172・173・17 川支所市民福祉課 前に市役所高齢福 39 2 1 1 1 (内線152) 祉課へ

4

# 市役 所以外の 手続きは

変更手続きをしてください。 自動車を所有している人 運転免許証 新 住所地の警察署で住

続きをしてください。 ◆郵便物 陸 運 事務所で登録 変 更

もらえます。 転居先に郵便物 を出しておくと、 最寄りの 郵 便 を 局 | 転送し 7 は届

# ◆その他

住民票 関 係

戸籍

関係

印鑑

関係

種

証

明書交付

などの変更や廃 忘れないようにしましょう。 銀 行、 電 気 止 ガ 手続 ス き 電 ŧ 話

## 窓 業務 知時 5 間 Ú

受給

:者証をお持ちの人は、

な

障害福祉サービス

きを行ってくださ

んのために、市民課・市民時間内に来庁できない皆さ ご利用ください。 延長を実施してい 福祉課窓口業務の一部時間 ますの

毎週火曜日・木曜 (祝日は除きます。) 日

午後5時30分~

午後6 時

実施場所 河辺支所市民福祉課長浜支所市民福祉課長浜支所市民福祉課 市役所市民 河辺支所は 木曜日の み

大洲市では、 通

常の開

で 庁

係

実施日

戸

籍

係

市 民

実施時間

30

河辺支所市民福祉 34 2 3 1 1 肱川支所市民福祉! (内線222) 課

## 取り扱う業務

住民票の写し(世帯全員・一部) 除かれた住民票の写し 住民票記載事項証明書 戸籍全部事項証明 (戸籍謄本) 戸籍個人事項証明 (戸籍抄本) 除籍全部事項証明 (除籍謄本) 除籍個人事項証明 (除籍抄本) 改製原戸籍謄本 改製原戸籍抄本 戸籍の附票の写し(全部・一部) 【電算処理分のみ】 身分証明書

印鑑登録、廃止・亡失・改印 届など 印鑑登録 ※申請のできる人や必要な書類などの詳しい内容については、通常の開庁時間内(平日の午前8時30分から午後5時30分)にお問い合わせください。

印鑑登録証明書

# 取り **・扱う業務**

取り扱わない業務 左表のとおり で す

第2係 市役所市民課戸市役所市民課戸 か の連絡・確認が必要な業務他市町村・関係機関などと 務などは行いませ 転入・転出・転居など、 住民基本台帳の閲覧業 の

7

# 申告に必要なも Ŏ

① 印

鑑

②所得の算

出 明

内訳書

が細書・ に必要な

領収書

## = =

## お済みで

申告は3月17日(月)まで

の領収書まる領収書ま

険料、国民年金など国民健康保険税、介

領収書または控除証明

療養費、

保険金などで補

**E** 3

てんされた金額の

いわかる

ある人が対象となります。 にお住まいで、申告義務の 20年1月1日現在、大洲市 お年1 申 民 税 日の 申 は 平 0 市成

れる人は、
告の案内が までに申告してくださいい人は、必ず3月17日( ま れ以外で確定申告をさ 案内があった人、またお、税務署から確定申 必ず3月17日(月) 申告がお済みでな 税 務署で申告し

肱川支所総務商工課

【問い合わせ先】

市県民

税

☎ 11111 (内線23 長浜支所総務商工課 24 24 1 1 市役所税務課市 (内線129・130・131) 良 税 係 25

> んので、 早めにお済ませください。 納付の期限は、 税及び地方消費税の申告・ ようなことになりかねませ ますと、 納付の期限は3月の明得税や贈与税 (月) です。 長時間お待ちいただく :得税や贈与税の 申告期限間近になり 個人事業者の消費 3 月 31 日 17日(月) 申告

来るだけ**郵送など**で提出 申告書などの提出は、 じ出

⑥医療費控除を受ける人は

医療費の領収書」

高額

払保険料の証明書」

⑤生命保険料控除、

険料控除のある人は)生命保険料控除、地口

心言支保

なお、

定申告についてのお知らせ

絡所の窓口でもお渡しでき支所総務商工課および各連告の手引き」などは税務署告の手引き」などは税務署のほか、市役所税務課、各 お問い合わせください。※詳しくは大洲税務署 73 ますので、ご利用ください。 3 1 1 5 **:しくは大洲税務署まで** 申告書 用 B 定わ 署申か

国税電子申告

詳しい情報は e -Taxホームページへ

オンラインでらくらく。

# http://www.nta.go.jp

# 申告は出来るだけ 税務署は大変混雑

③給与・

年金などの

あ

る

人

④社会保険料控除の

のある人

は「源泉徴収票」

# 国税庁ホームページアドレ

# 康保険 被保険者 Ī の更新につい

に有効期限切れとなりま保険証は、平成20年3月末 いる皆さんが現在お持ちの国民健康保険に加入して

降、市役所市民課または各 限切れの保険証は4月以 内容をご確認いただき、期 内容をご確認いただき、期 ができましたら がは4月以 の保険証は、3月末 まで返却をお願いいたしま支所市民福祉課・各連絡所

証が必要な人は、 ☆4月以降も遠隔地の保険 届出が必

【届出に必要なも

今回送付する保険証

認め印 今まで使っていた保険

市町村が運営する国民健 月から後期高齢者医療制度 人は65歳)以上の人は、4 人は65歳)以上の人は、4 施設の場合は在所証明書 (平成20年4月1 学生の場合は在 日以降に発 学証 明 書

だ療合康くのが保 くようになります。新しの保険証を使用していたが運営する後期高齢者医保険から脱退し、広域連市町村が運営する国民健 ようになり

証 付いたします。 付いたします。 付いたします。 一人一枚の保険証を持つことになりますが、3月中に郵便で各世帯が、3月中に郵便で各世帯が、3月中に郵便で各世帯が、3月中に郵便で各世帯が、3月中に郵便で各世帯が、3月中に郵便でも、一人一枚の保

【問い合わせ先】

長浜支所市民福祉課 (内線116·1 18

(内線221)

(内線152)

e-Taxホームページアドレス http://www.e-tax.nta.go.jp

納税システム

り

ま

や (1)

県内で培われた製造技質

成対象事

第1係

市役所商

工

一観光課商工

問い合わせ先

73

(内線535)

農林水産

物、

伝統工芸品

## 自動車などの廃車手続き

※ただし、愛媛県内にお

11

or.jp)

て事業を実施する人に限

後5年未満の中小業者 たに取り組もうとする創業

# 地域密着型ビジネス 出助成事業」の 募集につい

型ビジネス」を新たに開始型ビジネス」を新たに開始 できます。 密 潜在 ターや財 着型ビジネスコーディ ズを活かした「地域密着 質な自然資源など、 術 や豊富 する資源、 県内で培われた製造 を受けることが 団職員による指 奮ってご応募く な農林水産物、 地域 地域 のニ ネ

ジネス 然の風景などの地域資源をなどの特産物、文化財、自 ②地域ニーズに対応したビ 活用したビジネス 助成対象経費 . 助 成

# 度額)・助成期間

日 軽

自

車

4

月

現在の所有

者に課税さ 毎

物賃借費・法人登記経費・ ①助成対象経費 イング費・ 知的財産登録費・マーケテ 設備・備品費・土地・ 技術指導受入費 建

してください。

った人は、早めに手続きを

# ② 助 成 率 (限度額)

 $\mathcal{O}$ 制

内(上限300万円/件)助成対象経費の3分の2以 ③助成期間

> 1年分の税金が課税され きを終了していない場合、

ま

# 1 年間

# 受付期間

た場合】

名義変更、

または

廃 車

0

【原付などの所有者が死亡し

平成21年2月2日(月)まで4月1日(火)~

【大洲市に転入の場合】

トがある場合、他市町村

他市町村のナンバープレ

手続きをしてください

# 応募方法

ださい。 財団法人えひめ産業振興財応募方法などについては、 団のホームページをご覧く (http://www.ehime-iinet.

号・排気量の確認が必要で手続きの際に車名・車体番

きを行ってください。なお、 ご持参いただき、変更手続 ナンバープレートと印鑑を

2

地域に密着した事業に新

着した事業に取り組もうと

する個人またはグループ

1

法人を設立して地

地域に密

助成対象者

ださい。

# 【市外へ転出する場合】

一観光 ださい。 プレートの交付を受けてく 出する場合、 住所地で新たにナンバー 車体とともに所有者が転 廃車手続き後、

の4月1日現在で廃車手続制度がないため、賦課期日軽自動車税には月割課税 税通知書の送付先をお知らま大洲市内とする場合、納付の使用の本拠地をそのま せください。(大洲市内に住 所のある人に限る。) 変更手続きを行 使 (用の本拠地をそのま わず、 原

られた人や所有者でなくなれます。新たに所有者になれます。

出

警察へ盗難届を提

し、

# 【盗難にあった場合】

## **壬結きをする場所**

車	種	原動機付自転車 (総排気量が125cc以下) と小型特殊自動車	その他の車種			
場	所	市役所税務課または各支所	軽自動車検査協会 TEL 089(975)6730 または運輸支局 TEL 050(5540)2076			

原付および小型特殊自動車の変更手続きに必要なもの					
	印鑑	ナンバー プレート	備考		
他人に譲る場合 (名義変更)	○新・旧所有者 ともに必要	×	届出がない場合、旧所有 者に課税されます。		
車体を変更する 場合	0	×	届出がない場合、自賠責 保険の変更ができません。		
廃車にする場合	0	0			
ナンバープレー トを紛失、また は廃棄した場合	0	×	所有者、もしくは事情を 詳しく説明できる人が印 鑑を持参してください。		

その証 うえ、 届出をしてください。 明と印鑑をご持参

0

一百や国位ハイクなどの

# い合わせ先

(内線 23

25

☎<a>(3</a>
<a>(3</a>
<a>(4</a>
<a>(5</a>
<a>(5</a>
<a>(6</a>
<a>(7</a>
<a>(7</a>
<a>(8</a>
<a>(8</a>
<a>(7</a>
<a>(8</a>
<a> 辺支所総務商工課 (内線212)

9